

令和元年6月25日現在

機関番号：34406

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03333

研究課題名(和文)主権免除規則の存立基盤の再検討 - 人権侵害救済請求と国家債務処理の影響 -

研究課題名(英文)The Foundations of Sovereign Immunity Revisited

研究代表者

松井 章浩 (MATSUI, Akihiro)

大阪工業大学・知的財産研究科・准教授

研究者番号：20511645

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、人権侵害救済請求、国家債務処理の実行を手がかりに、主権免除の黎明期である19世紀末から、人権侵害救済の障壁として批判対象とされる現在までの主権免除規則の存立基盤を再検討した。主権免除規則の存立基盤を検討する過程において、新たな展開として、米国におけるイラン中央銀行に対する強制執行事例を検討するとともに、日韓請求権協定をめぐる紛争についても韓国裁判所が植民支配の問題は別であるとして、日本政府が有する財産の執行免除を与えない可能性が高いことを示して、主権免除規則の存立基盤の変容を生じさせる萌芽があることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

主権免除規則の存立基盤について、実証的に国家実行を検討する本研究は、主権免除の既得権者である国家が条約を作成し、免除拡大の実行を重ねてきたという国家性優位の構造を明確にすることができた。この成果とともに、米国外国主権免除法の新テロリズム例外に基づくイラン中央銀行財産への執行免除が拒否された事例とともに、日韓請求権協定をめぐる紛争において予想される日本政府を相手とする韓国裁判所の訴訟も検討しているため、本研究は、制限免除を前提に人権侵害救済を求める私人が克服すべき訴訟実務上の課題だけでなく、そうした訴訟に対応する被告である国家の実務的な対応も提示するものである。

研究成果の概要(英文)：This research focused on the human right infringement claims and the government debt claims in the sovereign immunity cases and clarified the one of the changes in the foundation of the sovereign immunity rule under international law. This research considered the case which the property of the Iranian Central Bank was executed by the United States' court and the case which the Japan will be sued before the Korean courts and the properties of the Japanese government and related entities will be executed, and showed that there is the first sign to change the foundation of the sovereign immunity rule.

研究分野：国際法学

キーワード：主権免除 国際法 人権侵害 国家債務 強制執行

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

国際法上の主権免除規則についての一般的理解として、以下の三点を指摘しうる。すなわち、(1)かつては絶対免除主義が優位であったが、国の活動が私人化(商業活動のように私人の立場で行う業務管理行為の増加)するに伴い、制限免除主義に転換した。制限免除主義への転換は、国が他国の裁判所で被告にならないという「裁判権免除」だけでなく、国の財産は強制執行の対象にならないという「執行免除」にも適用されること、(2)主権免除は本来、民事訴訟の管轄権段階で争われる手続規則であり、主権免除の付与を決定するとき、本案で争われる実体的判断を考慮しないこと、(3)外国で行われた人権侵害からの救済の請求において免除を制限するにせよ、国の主権的行為である人権侵害に対する免除制限を国家活動の私人化の論理からは説明しきれない。国際人権条約上の「裁判を受ける権利」や「国際法上の強行規範」が主権免除に優位するという主張が展開されてきたが、この主張を採用する実行は限定的といえること、である。

2012年のドイツ主権免除事件国際司法裁判所(ICJ)判決は一般的理解に沿う判決といえるかもしれない。ICJ判決は、ドイツに戦後補償を求める民事訴訟においてイタリア裁判所が自らの管轄権を認めたことは国際法上の主権免除に違反すると判示し、その根拠として、イタリアでの裁判手続時点の慣習国際法上、武力紛争時に軍隊が他国領域で損害を与えた行為には裁判権免除が与えられるとした。しかし、武力紛争時の軍隊の行為に一律に免除を付与するという慣習国際法の存在は明らかでなく、ICJ判決は国連国家免除条約が規定する従来の不法行為例外(法廷地国内での不法行為に裁判権免除を与えない)よりも免除を拡大する実行である。

もっとも、軍隊に起因する人権侵害は武力紛争に限らない。横田基地事件最高裁判決が慣習国際法上の主権免除規則を適用したのに対して、東京高裁判決は日米地位協定を適用したことから想起されるのは、駐留軍隊の行為にも免除が広範に認められるが、主権免除をめぐる二国間条約(日米地位協定)と慣習国際法との関係が不明確なことである。

また、執行免除について、ICJ判決はイタリアでドイツが所有する財産への抵当権設定は慣習国際法上の執行免除に違反すると判示した。この財産は文化センターであり、過去の実行では主権的活動に使用されないとして、執行免除が否定されてきた財産の種類である。ドイツの戦後補償について、自由権規約委員会2010年10月25日見解が裁判を受ける権利は執行免除に優位しないと判断し、執行免除付与の可能性が拡大したと申請者は示したが、ICJ判決は財産の種類から執行免除を拡大する実行である。

さらに、慣習国際法よりも広範に免除を認める国連国家免除条約第21条が絶対的な執行免除を与える「特定の種類の財産」について、国家債務処理に関わるアルゼンチンが有する債権の差押えが争われたフランス破産院2013年判決、アルゼンチン軍艦の差押えが争われたガーナ最高裁2013年判決は、執行免除が包括的に放棄されただけでは不十分で、契約時に執行対象財産を具体的に特定しなければならないと判示した。これは国連国家免除条約よりも重い放棄要件を契約当事者に課し、執行免除を拡大する実行である。

他方、免除拡大の実行が続くなか、イタリア憲法裁判所2014年10月22日判決は、戦争犯罪や人道に対する罪のような国際法や基本的人権に反する行為からの救済を求める訴訟に主権免除を認める国際法はイタリア国内法秩序に編入されず、上記ICJ判決の履行が憲法秩序と人権規範に抵触するとした。人権規範が主権免除に優位するという実行であると同時に、ICJ判決および慣習国際法の国内的効力の問題を惹起させている。欧州人権条約締約国には、ヨーロッパ公序としての欧州人権条約第6条〔裁判を受ける権利〕を根拠に免除を制限する国内裁判所判決もあり、欧州人権条約の解釈も変化しはじめている。

こうした近年の実行を背景にして、免除を絶対的に拡大する実行と国際人権を基礎に免除を制限する実行が両極に乖離してきており、絶対免除から制限免除への転換という図式が現在では妥当せず、主権免除規則の存立基盤が変容してきたという仮説を得た。そこで、武力紛争時に限定せずに軍隊の行為に起因する人権侵害救済請求、および、国家債務処理の実行を手がかりに、主権免除規則の存立基盤の変容を跡付ける研究を着想するに至った。

2. 研究の目的

国およびその財産が他国の裁判管轄権に服さないという主権免除規則については、絶対免除から制限免除に転換したが、国際人権との両立が問われている、というのが一般的理解である。申請者は自らの研究成果から、人権侵害行為に関する裁判権免除を広範に与える実行、国の財産の執行免除を絶対的に拡大する実行がある一方、ヨーロッパ公序や憲法秩序を基礎に裁判を受ける権利を主権免除に優位させる実行もあり、実行が両極に乖離していることから、主権免除規則の存立基盤が変容してきたとの仮説を得た。本研究では、軍隊の行為に起因する人権侵害救済請求、国家債務処理の実行を手がかりに、主権免除の黎明期である19世紀末から、人権侵害救済の障壁として批判対象とされる現在までの主権免除規則の存立基盤を再検討した。

約15年の間に主権免除規則をめぐる状況は一変した。国連国家免除条約、ICJ判決があり、日本でも横田基地事件、対外国民事裁判権法、貸金請求事件が続いた。主権免除は強固な存立基盤を築いたように見える。他方、未発効の国連国家免除条約よりも免除を拡大する実行が続くなか、イタリア憲法裁判所がICJ判決履行を拒否する判決を下し、欧州人権条約の解釈として裁判を受ける権利を主権免除に優位させる国内判例も登場したことに本研究は着目した。主

権免除は動揺しているようにも見える。

過去の研究成果を基礎に実証的に国家実行を検討する本研究により、現在の存立基盤が明らかになれば、主権免除の既得権者である国家が条約を作成し、免除拡大の実行を重ねてきたという国家性優位の構造を明確にすることができた。本研究は軍隊の行為に起因する人権侵害救済請求について、武力紛争時に加えて、駐留軍隊の免除にも取り組んでおり、制限免除を前提に人権侵害救済を求める私人が克服すべき訴訟実務上の課題の提示にもつながる。

3. 研究の方法

本研究は、主権免除の黎明期である19世紀末から、人権侵害救済の障壁として批判対象となった現在までの主権免除規則の存立基盤を再検討した。具体的には、以下の三点の研究を進めた。

第一に、人権侵害救済請求と主権免除規則との関係については、軍隊の行為に起因する人権侵害救済請求のうち、武力紛争時の行為に国連国家免除条約も規定する不法行為例外が適用されないという慣習国際法があるかどうかを検討した。とくに、ドイツ主権免除事件 ICJ 判決を批判的に検討し、武力紛争時の軍隊の行為に一律に免除を付与するという慣習国際法が存在しているのか、主権免除が手続規則であり、ドイツの行為の合法性とは無関係であるという ICJ 判決の論理に整合性はあるのか、過去の不法行為に基づく現在の訴訟に現在の慣習国際法を適用してよいのかということに着目した。また、イタリア憲法裁判所2014年10月22日判決を検討し、イタリア法における国際法上の主権免除規則の位置づけ、憲法裁判所判決後の実際の影響、国連国家免除条約批准への影響、イタリア憲法秩序における ICJ 判決の履行問題に着目した。さらに、武力紛争時とは別に、駐留軍隊の行為についての免除がどのように扱われているかを検討した。日米地位協定を素材にして、駐留軍隊の免除は慣習国際法上の主権免除規則により処理されてきたのか、あるいは、駐留軍隊の地位を定める二国間条約により処理されてきたのかということについて、日米地位協定における駐留米軍免除規定の制定過程、横田基地事件をめぐる慣習国際法上の主権免除規則を適用解釈した最高裁判決と、日米地位協定上の免除を適用解釈した東京高裁判決の再検討を行った。

第二に、制限免除主義が妥当する執行免除が拡大している根拠については、ICJ 判決における文化センターの執行免除付与の根拠に関して、ドイツの主張、イタリアの主張、判決の論理を検討するとともに、フランス破棄院判決、ガーナ最高裁判決後の実行、アルゼンチン国家債務処理過程の動向を検討した。

第三に、免除付与対象となった訴訟・財産の歴史的経過については、主権免除規則の存立基盤の「変容」過程を明確化すべく、国の活動の私人化過程における制限免除の実行（商業活動）の再整理を行うとともに、国連における法典化、各国国内法における不法行為例外規定の成立経緯、執行免除が付与された過去の国家実行における財産の種類別の再整理を行い、19世紀末の主権免除黎明期に主権免除が争われた軍艦・政府公船をめぐる実行と、第二次大戦世界前後の主権免除が争われた事例における訴訟類型と執行対象財産、および、国連における法典化と各国国内法成立時期における訴訟類型と執行対象財産と比較検討し、存立基盤の変容を提示しようと試みた。

4. 研究成果

人権侵害救済請求と主権免除規則との関係については、主権免除規則における人権侵害行為の位置づけを整理した結果、不法行為免除制限は国家を私人と対等に扱うという制限免除主義における私人化アプローチの流れにあり、外国国家が公権力を行使した結果の不法行為を想定しないこと、他方、米国における外国人不法行為法に基づく外国国家を被告とする民事訴訟を一つの背景として、国際法上の強行規範に違反する人権侵害行為には必ず国内裁判所が管轄権を行使すべき、あるいは、人権条約上の裁判を受ける権利が主権免除規則に優位する、という主張も繰り返されてきたことを確認した。そのうえで、人権侵害行為の救済は通常、侵害行為発生国において裁判するか、国際的な手続に訴えることにより処理されるが、人権侵害行為をめぐる主権免除事例は国際法違反による国家の責任を個人が国内裁判所で問うものであるという理解のもと、ドイツ主権免除事件国際司法裁判所判決は主権免除規則の論理により、欧州人権裁判所は人権の内在的制約論により、免除を肯定したことを確認し、人権規範と主権免除規則が抵触するのではなく、それぞれの規則内部の論理により主権免除規則の優位性が維持されたことを明らかにした。

制限免除主義が妥当する執行免除が拡大している根拠については、国家債務処理における執行免除拡大に関する国内判例を中心に、免除放棄要件の厳格化、免除対象財産の拡大を整理し、これまでの執行免除の国際法とは異なる動向が生じていることを示した。また、強制執行の基礎となる国内裁判所判決、国際仲裁判断の内容と執行対象財産がどのように関連しているかという問題については、過去の研究業績でも検討した政府系ファンドの事例、刑事手続を基礎とする国家財産に対する強制執行の事例を検討した。刑事手続を基礎とする国家財産に対する強制執行の事例については、人権侵害救済請求が基礎になっていることから、人権侵害請求と主権免除規則との関係についても検討を加えた。こうした検討から、従来、国際法上の執行免除規則は、契約不履行に伴う判決の強制執行を外交使節団名義の銀行預金に対して行うという事例が蓄積してきていたが、強制執行の基礎となる判決も強制執行対象財産も多様化してきてお

り、従来の存立基盤とからの変容を明らかにすることができた。もっとも、こうした存立基盤の変容が一時的かつ一部の事例に過ぎないのか、主権免除規則そのものの存立基盤が変容してきているからなのか、あるいは、人権侵害救済請求が入り込んできたからなのか、その理由はさらなる検討が必要である。

この検討結果を基礎にして、本研究開始後に生じた新たな展開を精査した。まず、人権侵害救済請求と執行免除の関係について、米国におけるイラン中央銀行に対する強制執行事例を検討した。米国外国主権免除法の新テロリズム例外に基づき、米国において中央銀行財産の執行免除が与えられなかったことについて、イランが米国を ICJ に提訴し、2019 年 2 月 13 日には ICJ 先決的抗弁判決が示された。米国の外国主権免除法にはテロリズム免除例外規定があり、被害者を拷問したり、人体に傷害を加えたりして、死に至らしめたテロ支援国家に対する民事訴訟を提起することが認められており、さらに、そうした国家に関連する財産に対する強制執行も許容しており、執行免除が否定される余地がある。米国においてイラン中央銀行の資産が差し押さえられたことについて、ICJ 先決的抗弁判決は、ICJ の管轄権設定の根拠となる 1955 年のイラン・米国友好条約の解釈に限定し、慣習国際法上の主権免除に関して、ICJ の管轄権はないと判示しており、慣習国際法上の主権免除についての直接の答えを示したわけではないが、米国のテロ免除例外が慣習国際法に違反するというイランの主張は斥けられており、現時点では主権免除を与えないことが国際法に反するとは判示されていない。米国では、この例外規定に基づき、北朝鮮における 17 ヶ月の拘留後に釈放されてから 1 週間後に亡くなった大学生の遺族が北朝鮮に対する民事訴訟を提起し、ワシントン DC 連邦地裁は賠償を命じており、最終的には北朝鮮が米国領域内に有する財産に対する強制執行にまで進み、執行免除が与えられない可能性も高い。

さらに、衆目を集めている日韓請求権協定をめぐる紛争も本研究に大きく関係している。日本企業が有する財産に対する強制執行手続が具体的に進みつつあり、人権侵害救済請求における強制執行の問題に関わっているだけでなく、韓国の裁判所において日本政府を相手とする訴訟も検討されていることから、主権免除の存立基盤を検討するのに適した事例である。韓国大法院新日鉄住金徴用工事件再上告審判決（2018 年 10 月 30 日）以降、日韓請求権協定の解釈をめぐる政治的対立が深まっているが、次の展開として、日本企業が有する財産に対する強制執行手続のみならず、別の原告団による韓国政府に対する訴訟、および、日本政府に対する訴訟も準備されている。韓国裁判所において日本政府に対する民事訴訟が提起された場合、日本政府は裁判権免除を主張するであろうが、韓国裁判所が日本政府敗訴の判決を下すと予想することができる。

第一に、韓国大法院判決は植民支配の不法性を問い、それが日韓請求権協定の枠外であると判示しているが、植民支配への厳しい姿勢は ICJ によるチャゴス諸島分離の法的帰結事件勧告的意見（2019 年 2 月 25 日）にもみられる。ICJ 勧告的意見は、非植民地化過程の合法性を判断する最も有力な法である自決権に関する慣習国際法を認定するとき、伝統的な時際法の原則だけ依拠せず、植民支配の問題についてはチャゴス諸島が分離された 1968 年「以降」の法状況も評価すると示している。こうした動向からすると、今後の日本政府に対する民事訴訟において、韓国裁判所が日韓請求権協定の解釈のみに依拠せずに、日本による植民支配の国際法違反に関する訴訟であるとして、日本政府に裁判権免除を付与せず管轄権を行使し、日本政府に損害賠償を求める判決を下す可能性が高いのである。

第二に、日本政府が敗訴した韓国裁判所判決の強制執行を予想することができる。第二次世界大戦中の戦後補償をドイツに求める民事訴訟においてイタリア裁判所が自らの管轄権を認めたことは国際法上の主権免除に違反すると判示した ICJ ドイツ主権免除事件判決（2012 年 2 月 3 日）は、イタリア領域内にドイツが所有する文化センターへの抵当権設定が慣習国際法上の執行免除に違反すると判示している。しかし、韓国裁判所が日本の国家財産に対する強制執行を認めたとしても、直ちに国際法違反と追及できるわけではない。イタリア（政府）は ICJ の審理において、そもそも執行免除については争っておらず、ICJ による慣習国際法の認定が必ずしも明確でないだけでなく、イタリア憲法裁判所 2014 年 10 月 22 日判決は、戦争犯罪や人道に対する罪のような国際法や基本的人権に反する行為からの救済を求める訴訟に主権免除を認める国際法はイタリア国内法秩序に編入されず、上記 ICJ 判決の履行が憲法秩序と人権規範に抵触するとした。今後の韓国裁判所における民事訴訟が下した日本政府敗訴の判決の強制執行について、日本政府が日韓請求権協定の解釈に加えて、慣習国際法上の執行免除規則が確立しているとして、日本政府が有する財産の執行免除を主張したとしても、韓国裁判所が植民支配の問題は別であるとして、執行免除を与えない可能性が高いのである。なお、韓国裁判所による日本政府に対する裁判権免除および執行免除の否定について、日本が韓国を ICJ に提訴することも一つの手段であるが、ICJ 付託合意が韓国と成立する可能性は低く、また、ICJ への付託を可能にする裁判条項を有する条約も日本と韓国の間には存在しないので、ドイツ・イタリアのように ICJ に持ち込まれる可能性は極めて低く、ICJ の判断を待つことができないと予想される。

以上の検討から、人権侵害救済請求と国家債務処理の過程を通じて、主権免除規則の存立基盤が完全に変容したとまで評価することはできないにせよ、変容を生じさせる萌芽があることを示すことができた。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

松井章造「日韓請求権協定紛争における知的財産権に対する強制執行」『知的財産専門研究』22号、2019年、1頁～16頁、査読あり

〔学会発表〕(計2件)

MATSUI Akihiro, “Immunity from Execution and Human Rights”, Freedom under Pressure, 8 December 2017, University of Ghent

松井章造「人権侵害行為をめぐる主権免除規則の適用」国際法学会 2016 年度研究大会、2016年9月10日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

〔図書〕(計0件)

〔その他〕

ホームページ

<http://www.oit.ac.jp/ip/~matsui/>

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。